令和　度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金

申請時確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　認　事　項 | チェック |
| １ | 補助金の交付を受けたときは、制度の趣旨に従い、補助事業により、ものづくりに継続して取り組み、京都府の伝統産業を継承していきます。〔申請者の年齢が６５歳以上の場合〕　事業に継続して取り組む後継体制があります。 |  |
| ２ | 交付決定額がいかなる額であっても、事業実施計画に基づき、確実に事業を実施し、事業変更及び事業廃止（死亡又は病気及び災害等の場合を除く）できないことを理解しています。 |  |
| ３ | 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合、取得財産管理台帳（第8号様式）を備え、保管状況を明らかにするとともに、減価償却資産の耐用年数（10年を超える場合は、10年間）に相当する期間は、その処分が制限され、今後10年間は、設備の設置状況に関して、現場検査を受けなければならないことを理解しています。※上記に該当される方は、事業完了報告時に取得財産管理台帳（第８号様式）の写しを提出願います。 |  |
| ４ | 以下の事業は補助対象外であることを理解しています。・京もの指定工芸品又は京もの伝統食品（伝統的な技術又は技法により製造されるもの）を製造するための生産基盤以外の整備事業・更新又は改修しようとする設備を構成する部品以外の部品（ストック用消耗品）の購入 |  |
| ５ | 請求書について、補助事業以外に関する請求内容は含めないことを理解しています。 |  |
| ６ | 請求業者への支払い方法を証明する書類について、金融機関を通じた振込のみであり、小切手払いや領収書の写し等は認められないことを理解しています。また、振込手数料は別途支払うことを理解しています。 |  |

**氏名又は名称**

**職名・代表者名　 　 　　　　　　　　　　　　　　印**